行政不服審査法の審査請求に係る標準審理期間及び審理員候補者名簿について

静岡地方法務局における行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）の審査請求に係る標準審理期間（法１６条）及び審理員候補者（法１７条）について，次のとおり定めましたので，お知らせします。

処分等の分類 処分の根拠となる法令等名	審理員となるべき者	標準審理期間
戸籍謄本の交付請求等についての市町村長の処分	会計課長の職にある職員	６月
	供託課長の職にある職員	
	人権擁護課長の職にある職員	
	上席訟務官（総括）の職にある職員	
	首席登記官の職にある職員	
	登記情報システム管理官の職にある職員	
不動産登記法（他の法令において準用される場合を含む。）に係る登記官の処分（企業担保権に関する登記に係るものを除く。）	会計課長の職にある職員	６月
	戸籍課長の職にある職員	
	供託課長の職にある職員	
	人権擁護課長の職にある職員	
	上席訟務官（総括）の職にある職員	
	首席登記官（商業登記担当を除く。）の職にある職員	
供託法に係る供託官の処分	会計課長の職にある職員	６月
	戸籍課長の職にある職員	
	人権擁護課長の職にある職員	
	上席訟務官（総括）の職にある職員	
	首席登記官の職にある職員	
	登記情報システム管理官の職にある職員	
商業登記法（他の法令において準用される場合を含む。）に係る登記官の処分（企業担保権に関する登記に係るものを含む。）	会計課長の職にある職員	６月
	戸籍課長の職にある職員	
	供託課長の職にある職員	
	人権擁護課長の職にある職員	
	上席訟務官（総括）の職にある職員	
	首席登記官（商業登記担当を除く。）の職にある職員	
動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律に係る登記官の処分	会計課長の職にある職員	６月
	戸籍課長の職にある職員	
	供託課長の職にある職員	
	人権擁護課長の職にある職員	
	上席訟務官（総括）の職にある職員	
	首席登記官（商業登記担当を除く。）の職にある職員	
	登記情報システム管理官の職にある職員	
法務局における遺言書の保管等に関する法律に係る遺言書保管官の処分	会計課長の職にある職員	６月
	戸籍課長の職にある職員	
	人権擁護課長の職にある職員	
	上席訟務官（総括）の職にある職員	
	首席登記官の職にある職員	
	登記情報システム管理官の職にある職員	

※ 標準審理審理期間（法第１６条）は，審査請求の審理期間の目安であり，事案によっては，この期間内に終了しないものもありますので，御留意ください。